



平成 26 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 永 大 産 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 道 正 人  
(コード番号：7822 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 植 村 正 人  
(TEL. 06 - 6684 - 3062)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 80 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外取締役との間で責任限定契約の締結を可能にするための規定を新設するものであります。

なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第31条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
第33条～第48条 (条文省略)	第33条～第48条 (現行どおり)